

東村山市指名業者選定基準

第1 目的

この基準は、東村山市指名業者選定委員会規則（昭和42年東村山市規則第7号）第2条第1項第2号の規定に基づき、指名競争入札に参加させようとする業者の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 この基準において「発注工事」とは、市が発注する建設工事をいう。
- 2 この基準において「等級」とは、建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示に規定する等級で、東村山市に登録されている業者の格付けをいう。
- 3 この基準において「委託業務等」とは、製造の請負、設計・測量・地質調査等の業務委託、物品の買入れ又は借入れ、役務の提供等で建設工事の請負以外のものをいう。

第3 発注工事に係る指名業者の選定

- 1 発注工事に係る指名業者の選定は、別表の工事の種類ごとに定められた発注標準金額・等級及び指名業者数に応じて行うものとする。ただし、特に必要と認める場合には次の各号に掲げる者で、当該等級の上位又は直近下位若しくは下位2等級の者を選定することができる。
 - (1) 市内に本店を有する業者（以下「市内業者」という。）
 - (2) 市内に支店又は営業所を有する業者（以下「準市内業者」という。）
- 2 指名業者選定委員会は、選定に当たっては、次に掲げる事項を審議し、発注工事について適格性を判定するものとする。
 - (1) 経営及び信用の状況
 - (2) 不誠実な行為の有無
 - (3) 過去に市が発注した建設工事の施工成績
 - (4) 発注工事についての技術的適性
 - (5) 他の官公庁建設工事の実績の有無
 - (6) 他の官公庁及び民間の建設工事の受注状況
 - (7) 指名停止措置及び入札参加排除措置の有無
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、発注業務に応じて必要と認められる事項
- 3 市長は、第1項各号に掲げる業者を、他の業者に優先して選定することができる。

4 市長は、指名停止措置及び入札参加排除措置を受けている業者を選定してはならない。

第4 発注工事に係る指名業者の数

発注工事に係る指名業者の数は、別表の定めるところにより決定するものとする。ただし、建設工事の性質又は目的により選定すべき業者の数が同表の基準に満たないときは、この限りでない。

第5 選定の特例

次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3第1項の規定にかかわらず、市内業者及び準市内業者以外の業者であっても、同項の規定による格付けよりも上位の等級に格付けされた業者を選定することができる。

- (1) 特殊な技術等を要する工事を発注するとき。
- (2) 発注実績が少ない工事を発注するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に指名業者選定委員会で必要があると認めるとき。

第6 委託業務等に係る指名業者の選定

1 委託業務等に係る指名業者を選定するときは、指名業者選定委員会は、次に掲げる事項を審議し、当該委託業務等について適格性を判定するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 過去に市が発注した委託業務等の履行成績
- (4) 市が発注する委託業務等（以下「発注業務」という。）についての専門性及び技術的適性
- (5) 法令上必要とされる許可等の有無
- (6) 他の官公庁委託業務等の実績の有無
- (7) 他の官公庁及び民間の委託業務等の受注状況
- (8) 指名停止措置及び入札参加排除措置の有無
- (9) 前各号に掲げるもののほか、発注業務に応じて必要と認められる事項

2 第3第3項及び第4項の規定は、前項の規定による選定をする場合について準用する。

第7 委託業務等に係る指名業者の数

委託業務等に係る指名業者の数は、5以上とする。ただし、発注業務の性質又は目的により選定すべき業者の数がこれに満たないときは、この限りでない。

第8 随意契約への準用

随意契約に係る見積者の指名については、この基準を準用する。ただし、特定の二者と行なう随意契約は、この限りでない。

第9 基準外の事項

この基準によりがたい事情が生じたとき、又はこの基準に定めのない事項は、指名業者選定委員会に諮り決定するものとする。

附 則（平成23年10月1日）

この基準は、平成23年10月1日以後において契約するものから適用する。

別表（第3）

発注標準金額に対応する等級及び指名業者数

（1）土木工事(道路舗装・水道施設・下水道施設・一般土木等)及び建築工事

発注標準金額	等級	指名業者数
150,000千円以上	A	10以上
70,000千円以上 150,000千円未満	B	8以上
30,000千円以上 70,000千円未満	C	7以上
5,000千円以上 30,000千円未満	D	6以上
5,000千円未満	E	5以上

（2）設備工事(電気・給排水衛生・空調等)

発注標準金額	等級	指名業者数
30,000千円以上	A	7以上
15,000千円以上 30,000千円未満	B	6以上
5,000千円以上 15,000千円未満	C	5以上
5,000千円未満	D	5以上